

第10回 総務委員会の議事概要

(職域総合部会常設委員会)

I 日 時 平成22年7月21日(水) 13:30~18:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

| | | |
|--------------|-------|--------------------|
| 【委員長】 | 大森 伸男 | 日本獣医師会専務理事・職域総合部会長 |
| 【委員】 | 井上 亮一 | 横浜市獣医師会常務理事 |
| | 岩田 颯三 | 千葉県獣医師会参与 |
| | 郷野 栞 | 東京都獣医師会理事 |
| | 鈴木 源一 | 和歌山県獣医師会理事 |
| | 高橋 徹 | 北海道獣医師会副会長 |
| | 林 繁雄 | 埼玉県獣医師会常務理事 |
| | 東中川正和 | 鹿児島県獣医師会事務局長 |
| | 福井 成孝 | 愛媛県獣医師会常務理事 |
| | 水下 健次 | 新潟県獣医師会専務理事 |
| | 山口 眞譽 | 青森県獣医師会理事 |
| | 山下 稔 | 岡山県獣医師会常務理事 |

IV 議 事

- 1 第9回総務・広報委員会の協議結果(報告)
- 2 公益法人協会セミナー等関係資料(報告)
- 3 新公益法人制度移行に向けての獣医師会の組織・事業運営等の在り方(獣医師会の組織基盤の整備対策を含む。)(説明・協議)
- 4 その他

V 会議概要

開会にあたり、大森委員長から、4月に口蹄疫が発生し約3ヶ月経過した。全国の地方獣医師会(以下「地方会」という。)には心配をおかけした。現地での支援活動、各地方会で募金活動も対応頂いている。さらには防疫活動の整備等々、官民一体となつての対応について尽力頂いていることに対し感謝申し上げる。新しい公益法人制度については、法律が施行されて1年半経過した。平成25年11月30日が期限となっていることから、各地方会それぞれが鋭意取り組みをされていると思うが、まだいろいろな意味で理解度に差があると思われる。そんな中であつて、新潟県獣医師会及び大阪市獣医師会におかれては、いち早く公益認定を取得された。都道府県及び政令市の代表ということで

大変手本になったと考える。先般、7月9日に開催した全国獣医師会事務・事業推進会議において、本日出席の水下委員に公益認定申請実務研修の講師をお願いしたが、地方会にとっては大変参考になったのではないかと。各地区から推薦いただいた委員から各地区の地方会の抱える課題について議論し解決策を方向付けるということが本委員会の大きな役割である旨の挨拶があった。

なお、四国地区から選出の愛媛県獣医師会・渡辺常務理事の退任に伴い、新たに福井常務理事が本委員会委員に就任した旨が報告された。

1 第9回総務・広報委員会の協議結果（報告）

大森委員長から、前回委員会の議事概要等について説明が行われた。

2 公益法人協会セミナー等関係資料（報告）

事務局から、全国の申請・認可状況、個別申請法人の申請内容の代表例等についての公益法人協会主催のセミナー等の資料(第10回総務委員会資料の別添参照)が配布され、資料内容について説明が行われた。

3 新公益法人制度移行に向けての獣医師会の組織・事業運営等のあり方（獣医師会の組織基盤の整備対策を含む。）（説明・協議）

大森委員長から、本委員会に各地区における課題等についてとりまとめたものを各委員会から事前に提出いただいている。多岐にわたる様々な課題があるが、各地方会が公益認定申請を行う上において大きく二つの課題があるのではないかと。一つは狂犬病予防推進事業の地方会での取り組みと公益目的事業としての位置付け。もう一つは、いわゆる本部と支部の一体性の確保をどう説明していくのか。各地方会においては、この二つの問題をクリアするための課題が多いのが現状ではないかと。議論に入る前に、全体的な考え方を整理しておく必要がある旨が告げられ、大森委員長から資料(第10回総務委員会資料の3の(1)及び3の(2)参照)を基に本部と支部等組織の考え方、経理の一体化等について説明が行われ議論に入った。

以下、各委員から順番に、「委員会検討に当たっての課題等について」報告と説明が行われ協議がなされた。主な説明、質疑等は下記のとおり。

ア 委員から、「大森委員長からの経理の一体化の説明において、その関係には大きく分けて、①日本獣医師会（以下「日獣」という。）、②地方会、③任意団体の3つが関わるということであった。本部と支部の関係は、現状においても組織及び事務・事業運営についての一体性の確保が基本であるといいながら、実情は一体性の確保がなされていない。一体性を確保するのは公益認定を受けるための手段ではないか。また、実際の公益的な仕事は地方会本部が行うのではなく、末端の会員一人一人が行っている。」との発言に対し、大森委員長から、「説明した資料(第10回総務委員会資料の3の(2)の41頁)に示した任意団体組織の経理が支部を含んだ形の地方会の中で行うことができれば何の問題もない。その任意団体が会員の親睦的な事業を行っている場合、公益法人としての事業にすることができない苦肉の策として、共益的、収益的な事業については任意団体で行うという切り分けの整理ができればベストである。任意団体

が公益事業を行わないということにしなければ地方会の公益目的事業比率に影響がでる。また、現場の会員が行っている公益事業の結果を内部で報告を受け支部等組織の公益事業、そして本部の公益事業とすればいいのではないか。公益認定申請は、まとめて本部の事業として申請するのであって、このことは本部の支部としての支部の公益事業の実施を否定するものではない。まずは、このことを十分理解していただきたい。」との回答がなされた。

水下委員から、「新潟県獣医師会の事業を説明する資料の作成に当たって現場で行っている事業を書き出した。すると現場で何をするのではなく、獣医師会が公益事業をどういう位置付けにしてどういった形で行うかが重要であることに気付いた。本部等組織で行う公益事業は、公益法人の一員である現場の会員が行うのは当たり前の話である。そこを切り替えていかないと議論が先に進まない。」との発言が、また、大森委員長から重ねて、今の水下委員の発言が大変重要なポイントである旨の指摘がなされた。

イ 委員から、「任意団体が一般社団法人格を取得した時に、本部との一体性確保の問題がどうなるか心配である。また、当獣医師会の支部では支部独自に議員を来賓に招いて本部同様の総会を開催している。公益認定を受けるに当たって、今までどおりの本部と支部の関係を維持できないだろうか。」との発言に対し、大森委員長から、「地方会の組織基盤をどう確保するかという観点を最優先しなければならない。本部と支部等組織の一体性確保のために支部の独立を認めることで地方会の基盤が弱体化するようなことは避けなければならない。支部が本部から離脱し、一般社団法人格を取得した上で日獣の直接の会員になりたいということにもなりかねない。個々の会員にとっても本部、支部それぞれに入会する必要性がなくなり本部の意味がなくなってしまう。つまり、このことは本部の役割の形骸化を自ら招くこととイコールであるとの認識が必要である。また、繰り返し言うこととなるが本部と支部の関係は、公益認定に関わらず、今現在も本部の支部という関係である以上一体性が確認されていなければならないし本部の支部であることをもって獣医師会組織の結束が図られていることを認識していただきたい。ましてや公益認定を取るのであればなおさらのことである。」との発言がなされた。

ウ 委員から、「本部と支部等組織の一体性の問題で、支部の共益的な事業が気になる。また、野生傷病鳥獣保護委託事業等は公益目的事業となるか。」との質疑等に対し、大森委員長から、「共益的事业を本部の会計に取り込むことで公益認定基準に適合しないようであれば、共益的部分に限りその部分は地方会の事業から切り離して任意団体が行う事業という整理ができないか。公益認定を取るためにはこうしなければならないという説明が必要ではないか。また、野生傷病鳥獣保護委託事業は、自治体から補助金を受けたから公益目的事業になるということではないが、この事業の趣旨目的から考えて当然、公益目的事業になると思われる。ガイドラインのチェックポイントに照らし合わせどう説明するかが問題である。」との回答がなされた。

エ 水下委員から、「認定等委員会が一番嫌うのが、お金の流れが不明確であること。新潟県獣医師会では狂犬病予防推進事業（以下「狂注事業」という。）に伴う事業割会費を設けている。事業割会費の半分は公益目的事業に使い、残り半分は共益事業と法人会計に当てている。お金の流れが明確であること、また、事業に対する負担は当然であるとの見解から、事業割会費自体の金額が大きくても委員会からうるさく言われなかった。なお、事業割会費を当初、特別会費としていたが、特別な事業に係る会費と捉えられかねないので、公益認定申請時に急遽、事業割会費と名目だけ変更した。」との発言がされた。

オ 大森委員長から、「A獣医師会から、食鳥検査事業を行っているが、収支をはじいた時に、収入が過大な額となることから一般社団法人を選択せざるを得ないとの話があった。公益認定をとっても収支相償をクリアできず認定取り消しの心配があるということであった。食鳥検査事業は、内容からみても公益目的事業の最有力事業である。ましてや今現在、A獣医師会は公益法人であり公益事業として食鳥検査事業を実際に行っている。収支相償をクリアする手立てはいろいろ考えられる。公益認定と一般社団法人の申請に至るまでの事務作業はほとんど同様であることから、間際まで詰めを行った上でどうしても駄目だということの最後の段階で一般社団法人を選択すればいいだけのことではないかと考える。たとえ一般社団法人を目指したとしても公益目的支出計画を作るだけでも生やさしいことではないし、公益目的事業で収支の黒が継続することは未来永劫公益支出計画を続けるということ、これは公益認定法人としての義務を背負った上で税制上の負担が増すということであり、これが会員利益を代表したことになるかは、はなはだ疑問を感じるどころである。」との発言がなされた。

カ 大森専務理事から、「B獣医師会では、公益認定申請にあたり開業部会運営規程において支部を地域獣医師会（他の同一の団体）と定めるとあるが、地域獣医師会の事業はどんなものがあるのか。また、公益目的事業も地域獣医師会事業として行うのか。」との質疑に対し、委員から、「地域獣医師会の事業は、本部事業以外の地域獣医師会会員独自の事業を行い、公益目的事業は地域獣医師会の会員が行う。」と回答された。

これに対し、大森委員長から、「地域獣医師会は他の同一の団体ということであれば、本部とは別の組織ということで、地域獣医師会に下ろした公益事業は、本部の公益事業比率に反映されないのでは。」との質疑がなされ、委員から、「本部事業として、本部の会員である各地域獣医師会の会員に直接お願いする。ただし、地域獣医師会という名称を開業部会の運営規程内に規定しているが、認定等委員会の中でどう判断されるのか危惧している。」との回答がされた。

大森委員長から、「諸般の事情があり地域獣医師会という存在をなくすことができない。地域獣医師会で行う事業を開業部会の事業として位置付け、本部の公益事業であると解釈することが本当にできるのか。」との発言に対し、委員から、「開業部会が事業を行うということである。ただ、開業部会の会員はすべて本部の会員でもあるので、その会員に事業を下ろしているということがどこまで理解されるかは不明な点である。」との回答がされた。

キ 委員から、「B 獣医師会で一番問題になっているのが、開業部会の会員にはなりたくないが、本部直接の会員になりたいという場合に入会を断れない。地域によるが、あの獣医師を加入させたくないという事情もある。そのため地域獣医師会に所属しない人のために賛助会員の枠を設けたが、開業部会運営規程の中に、地域獣医師会に入らなければならないという規定を設けていることから、地域獣医師会は何のためにあるのかといわれた場合、規定自体を変えなければならない。また、開業部会運営規程の中で地域獣医師会を定めているが、定款には開業者が入会を希望する場合には地域獣医師会に入るよう定めている。したがって地域獣医師会が組織と読み込まれる可能性がある。」との発言に対し、大森委員長から、「不当な差別的条件という形で読み込まれる恐れがあるとともに、定款で部会運営規程に定める地区獣医師会について規定するのはいかがなものか。説明の内容からストレートに理解するとした場合、地域獣医師会というのは地域の任意におけるサークルという認識でなければならない。したがって、そういうことであればあえて獣医師会の定款や諸規程の中に地域獣医師会という部内組織を書くことはせずに獣医師会は、本部と支部と一体性の説明ができる部会・支部により構成するとすればよいのではないか。」との発言がなされた。

委員から、「定款に地域獣医師会に所属する旨を規定した理由は、開業者が本部に入会した場合、地域獣医師会に入って公益事業に従事するのが前提であることを明確にするためにやむを得ず規定した。地域獣医師会に加入しない開業獣医師は、狂注事業に参加するのを嫌がる人が多い。したがって、本部の会員になりたいのなら、公益事業に参加することを前提にした。事前に県に相談したところ地域獣医師会の話はさせていただいたが、認定等委員会がどう判断を下すのかが気がかりである。」との発言に対し、大森委員長から、「定款という全会員の共通のルールの中に地域獣医師会に入らなければならないということをあえて入れる必要性はないのではないか。開業部会の中の一定のサークルのルールであるという説明をすることで理解を得るしかない。また、地域獣医師会に入らない人が賛助会員になるという形をとることは、第三者が審査する立場からみた場合、理解は得られないのではないか。建前は、会員の入会に不当な差別的条件を付してはならないとされており、賛助会員にしかねないことをあえて定款に明記する必要はないのではないか。基本的に獣医師専門職ということであれば誰でも参加できるオープンな規程になってなければならないのが原則かと思うが。」との発言がなされた。

ク 水下委員から、「C 獣医師会の固定資産の出資金、寄託金、出損金の取り扱いについて、新潟県獣医師会ではある団体に対する出資金があったが、前年度に出資金を出損金の扱いとして財産から減損処理を行いすべて精算した。通常出資金であれば先方からの配当があるか返してもらうことができるが、先方が社団法人である場合、出損金とみなされ返す必要がないとの内閣府からの説明があり、それを盾に返してくれない。本獣医師会としては出資金のままでよいが、先方としては返さなければならない出資金の名目としておくこと自体が困るということ。本会としても財産から減損処理をする説明がつくように出せん金とした。」との発言に対し、他の委員から、「C 獣医師会では、ある団体には寄託金、またある団体には出資金として支出している。先方の

団体が公益認定申請時に出資金では困るので寄託金にしてほしいとの要請がある。」との発言がされた。

ケ 委員から、「D獣医師会では狂注事業において集合注射のみ市町村と契約している。個別注射については従来からノータッチであるが、公益目的事業としてみとめられるのだろうか。」との質疑に対し、大森委員長から、「集合注射だけに特化する必要性はないので、個別注射も含めて地方会の公益目的事業として包含する方がより公益性を説明する上で適切である。公益認定申請時に個別で獣医師が狂注を行っている一方で集団で狂注を実施することがなぜ公益事業なのかという言われ方をされかねない。また、自治体から要請を受けて行う狂犬病予防対策の推進事業を行っているわけで、それが個別、集合であれ獣医師会の責任で行っているという基盤を作るほうがいいのではないか。」との回答がなされた。

コ 大森委員長から、「E獣医師会の会館の貸し付けに係る収益事業の位置付けについては、日獣の場合には収益事業として明確に位置付けている。収益事業も本会の公益目的事業を実施する上で必要であるとの考えから明確に会計経理を行う予定。その金額が少なければその他公益目的事業を推進する上で必要な事項という形で整理することも考えられる。」との発言がなされた。

サ 大森専務理事から、「公益認定を受けることに対し高いハードルがあるからという理由から安易に一般社団法人に移行するとした場合であっても、一般法人法の規程に適合することは必要条件となる。従って、一般社団法人を目指すから何もしなくていいという考えであるならば大きな間違いである。以前から話しているように準備することは同じ。最後の選択が異なるだけである。狂注事業がまとめきれないということでもって一般法人に行かざるを得ないというのはあまりにも短絡ではないか。狂注事業も獣医師会でまとめきれないとしたら、それは一般法人にも移行できないという事態になりかねない。」との発言に対し、委員から、「F獣医師会の役員の認識がまだ行き届いていないようである。」との回答がされた。

シ 大森委員長から、「G獣医師会における狂犬病予防協議会の存在については、任意の組織であるならば任意の組織をやめて獣医師会自らが、または獣医師会の組織が事業に取り組むものとした上で会計経理を本部で一元的に管理をすればよいのではないか。狂犬病予防対策推進事業で公益目的事業のかなりの部分を占めているので別の組織にした場合、本部の機能が弱体化してしまう。G獣医師会の内部組織として、狂犬病予防協議会という名称の組織が支部の位置づけと同様にある。それが一体的にG獣医師会の中で会計経理されて事業が推進されているということさえ説明できればいいのではないか。また、G獣医師会の実情からいって狂注事業の事業費率が非常に高い。もし、狂犬病予防協議会を別の組織が行う事業とするならば、公益事業は別の組織が行うこととなり、本部は空洞化するということになるのではないか。協議会は本部の組織とし一体性を確保した上で事務事業のすべてをG獣医師会が担っているということ

を考えていく必要がある。」と説明された。

ス 大森委員長から、「G獣医師会の狂注事業に係る収入について、狂注事業という公益目的事業に参加した会員から、一般の会費とは別に特別会費という名目で地方会が徴収していると説明されたが、これは、事業の説明に当たっては、公益目的事業に参加した者の負担的経費ということで説明することになるのではないか。地方会の中で議決をして公益目的事業に参加いただいた獣医師から参加経費を負担いただくという整理になるのではないか。また、会費に不当な差別をつけてはいけないとあるが、それには該当しないという説明が求められるが、どう答えるのか新潟県や大阪市のケースを参考によく考えておく必要がある。」との発言がなされた。

セ 委員から、「H獣医師会では、狂注事業に関わる特別会費は事業収入であるとの税務署からの指摘で、3年前に遡って消費税を徴収された。」との発言について、他の委員からも同じである旨の発言あった。

ソ 委員から、「H獣医師会では、狂注に係る事故対策費を毎年積み立ててきたが、開業者から事故対策費を取り崩すことは困るということから、次回の総会で決議し、すべて開業者に返す予定である。」「本獣医師会では、団体保険に加入していないので、事故あるごとにその都度引き出して対応している。」等々の発言に対し、水下委員から、「規程を作成し、詳細に規定すれば特に問題ないのではないか。」との発言がされた。

また、委員から、「当獣医師会でも狂注事業に係る事故対策費を毎年、一般会計から特別会計に50万円移しているがその残金が積立金として残っている。公益認定申請にあたって、特別費用準備金という形で積み立てる予定であったが、これは特定費用準備金では認められないということである。大きな補償を求められたときに備えるという理由付けをしても、いつ起こるかが不明であるし、毎年、一般会計で手当てしているので問題ないのではないか。特定費用準備金から外しなさいと指導されたので、開業部会にあった特別積立金をすべて施設整備費に変更した。特定費用準備金は、何年後に何のために使うかが特定費用であるとの見解である。」との発言に対し、大森委員長から、「事故対策費として積み立てることは構わないが、積み立てる名目が特定費用準備資金では不適切ということではないか。公益事業の円滑な推進のために費用を積み立てることに対しては否定されないのではないか。本件については、どのような対応が考えられるのか、公益法人協会とも連絡をとって、対案を示せるように考えていきたい。」との発言がなされた。

タ 大森委員長から、「I獣医師会の支部と地区獣医師会の関係については、歴史的経過があって一体化は困難な状態であるとのことであるが、支部イコール地区獣医師会という整理ができれば非常にわかりやすい。」との発言に対し、委員から、「支部と地区獣医師会は会員は同じであるが、別な組織である。公益事業は本部の活動の中で行っており、地区獣医師会は親睦的な活動のみである。行政側もこのままでよろしいのではないかとの見解である。」との発言がされた。

大森委員長から、「地区獣医師会を残すことになっても、I 獣医師会の組織として今後ともしっかりしたものになりうるのであれば特段支障がないのではないか。この場合、方法が二通りあって地区獣医師会の親睦事業を含めて本部と一体経理を行う方法で地方会の合意を得るのが最良であるが、それができない場合は、地区獣医師会を任意の団体として形式上は本部との切り分けを行い、地区獣医師会の親睦的事業として別経理を行う。つまり、獣医師会と地方政連との関係と同様に形式上はヒト、モノ、カネを分けるという方法になる。」との発言がなされた。

チ 水下委員から、「新潟県獣医師会に役員選任規程があり、各支部、職域等から推薦するような規程にしたが、議決権を要する会員が立候補できるような規程に変更するよう指導を受けた。立候補者がいない場合に、それぞれの母体から推薦という規定に変更したので参考までに。」との発言に対し、大森委員長から、「立候補規程を入れるということはガイドライン、法令等には直接明記していないような気がするが、必須条件なのか、また、それが望ましいということなのか、形だけはそのようなことができるとしておいた方がよいということなのか。調べておきたい。なお、現在の指導監督基準にある同一の業界の関係者が占める割合 1/2 以下の規定は、今回の公益認定の条件として規定はされていない。」との発言がなされた。

VI まとめ

大森委員長から、本日の委員会は、各地方会での取り組みの検討が進み問題点もある程度浮き彫りにされた中での議論ということもあり、毎回長時間に及ぶ会議になるが特に有益であったと思う。本委員会の議事概要は事務局でとりまとめ、後日、資料とともに各地方会に通知する。各地区の会議等の場において、それぞれの委員の立場で、今日の議論の内容を踏まえ周知いただきたい旨が告げられ、会議が終了した。